

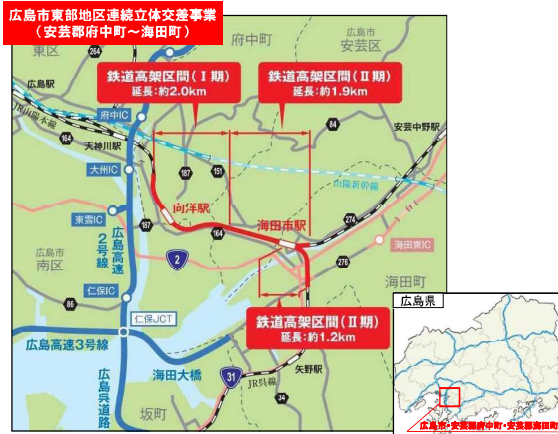
## 7 社会資本整備の推進

### (5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

#### 国への提案事項

#### 広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化、市街地の分断の解消及び踏切の除却による安全の確保を実現し、まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には、長期的に多額の事業費が必要であるため、着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。



【提案先省庁:財務省、国土交通省】

## 7 社会資本整備の推進

### (5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

#### 現状

##### 【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害。
- 事業区間には踏切が多数(16箇所)あり、その内「踏切道安全通行カルテ」における緊急に對策の検討が必要な踏切は5箇所、1時間あたり最大30分以上遮断される踏切が10箇所ある等、踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故が日常生活や経済活動に大きく影響。

##### 【取組の状況】

- I 区間において、1線目の仮線路への切替を令和5年4月に完了するなど、仮線路工事を進めており、令和12年度の完了を目指して、国・県・市町・JRで連携し整備を推進中。
- 周辺地域の一体的な街づくりに資する関連街路事業や土地区画整理事業等を合わせて実施。

##### 【国の対応状況】

- 令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設。



#### 課題

- 1 多数ある緊急に對策の検討が必要な踏切等の解消には
  - 広島市東部地区連続立体交差事業の完成が必須。
- 2 広島市東部地区連続立体交差事業の実施には
  - 長期的に多額の事業費が必要。
  - 着実に事業推進できる財政措置が必要。
  - 財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要。

##### 事業区間内の「緊急に對策の検討が必要な踏切」



## 7 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

### 国への提案事項

- 1 広島港・福山港・尾道糸崎港について、出島地区コンテナ物流拠点をはじめとした、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
- 2 福山港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
- 3 令和5年3月に外国船によるクルーズが国内で再開されたことを受け、コロナ禍前の寄港数水準への早急な回復のため、誘致活動に対する助成制度の継続と、CIQ手続きの一層の迅速化。
- 4 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた協力・支援。

### 提案箇所一覧

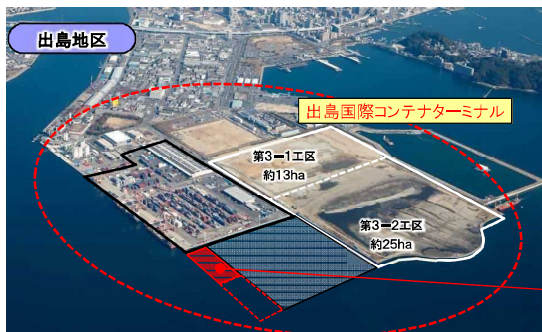
港名・地区名	内容
広島港 出島地区 宇品地区 五日市地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CNPの形成に向けた協力・支援</li> <li>・大水深岸壁・泊地の整備【直轄】</li> <li>・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】</li> <li>・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備</li> </ul>
福山港 箕島地区 本航路 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CNPの形成に向けた協力・支援</li> <li>・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】</li> <li>・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等)</li> <li>・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計</li> <li>・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】</li> <li>・浮桟橋の整備</li> </ul>
尾道糸崎港 機織地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泊地(水深7.5m⇒10m化)の整備【直轄】</li> </ul>
厳島港 宮島口地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ターミナル周辺の港湾施設の整備</li> </ul>



## 7 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

### 課題

#### 1-1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組



#### 現状/広島県の取組

令和4年(速報値)のコンテナ取扱量は過去最高を記録する見通し。また、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足していることから、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等(約13ha)の造成を進めており、**令和5年度**の分譲を予定している。

物流用地の造成と並行した外貨コンテナ物流機能の強化が必要

#### H3Q.9 広島港長期構想策定

#### H31.3 広島港港湾計画改定

【背景】社会経済情勢、港湾物流の動向等の変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

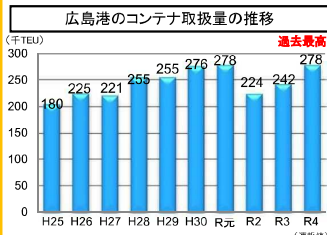
#### 具体化に向けて

#### R2.3 広島港利用高度化検討会のまとめ

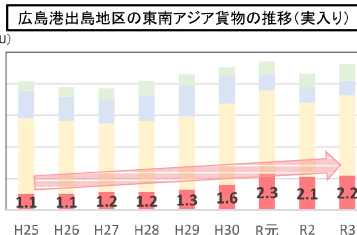
【戦略】地域産業の発展を支える港湾機能の強化

目指す目標

- ・東南アジア等へのリードタイムの短縮や
- ・輸送コスト低減に資するサービスの強化

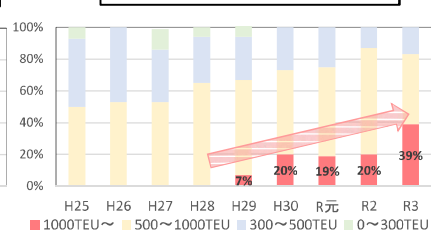


広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加し、令和元年に過去最高の取扱量を更新した。令和4年(速報値)の取組であるが、過去最高を記録する見通しである。



広島港出島地区のコンテナ貨物の相手国における**東南アジアの割合は増加傾向**となっており、輸送の効率化が求められている。

#### 広島港出島地区の船舶の大型船舶の割合



広島港出島地区に寄港している船舶は年々大型化しており、現状の岸壁長では船舶の大型化への対応が困難な状況となっている。

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、**出島地区の大水深岸壁・泊地の早期整備**が必要

7 社会資本整備の推進  
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1-2 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

- 五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、令和4年度に完成した企業用地へ立地するカルビー(株)については、令和6年12月の稼働に向けて、令和5年4月に工事着手している。
- 宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要

(五日市地区)



自動車運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)

(宇品地区)



7 社会資本整備の推進  
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1-3 地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化  
国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。また、当該地区においては、新たなバイオマス発電所の建設が令和7年5月の運転開始を目指し進められており、大型船による木質ペレットの搬入も計画されている。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区ふ頭再編改良事業(岸壁、航路・泊地)について、箕沖地区は令和3年度に完成しており、引き続き箕島地区の早期完成が求められている。

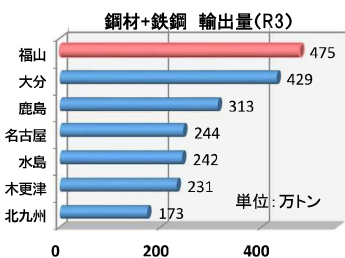
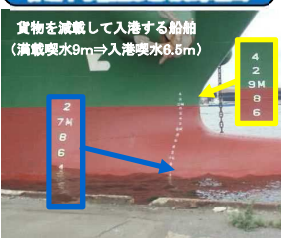
地域の基幹産業のグローバル化等への対応が必要



輸出貨物の増加(箕島地区)



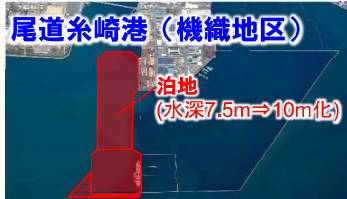
非効率な輸送形態(箕島地区)



7 社会資本整備の推進  
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

1-4 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道糸崎港の航路・泊地整備

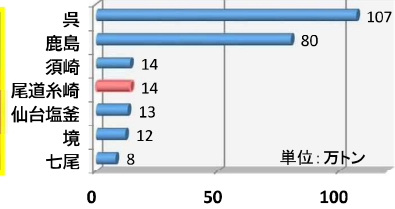
○ 機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を減載するなど非効率な輸送を余儀なくされている。



木材運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)



原木輸入量(R3)



2 観光・交流の拠点となる福山港・厳島港の港湾機能の強化

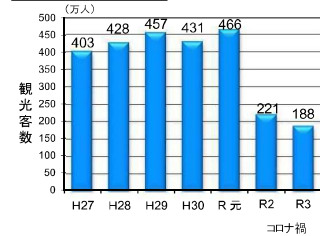
○ 福山港、原地区は、山側トンネルを含むバイパス整備事業と併せて、交通・交流拠点整備を図るため、令和2年12月に港湾計画の変更を行い、令和3年度より工事着手した。「みなとオアシス潮待ちの港 鞆の浦」の拠点と一体化した新たな港湾振興、観光振興を図る必要がある。

○ 宮島口地区の新ターミナルと浮棧橋は、令和2年2月に供用開始し、令和5年3月には立体駐車場とアクセス道路の一部が供用開始している。今後は、賑わい創出に資する緑地等の整備が求められている。



観光客の利便性向上への対応が必要

宮島観光客の推移

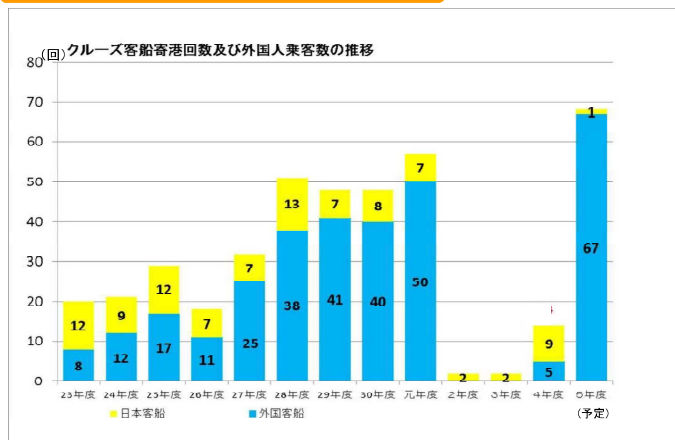


7 社会資本整備の推進  
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

3 外国船によるクルーズの寄港回復に向けた支援等

クルーズ客船寄港回数の推移



寄港増加に向けた誘致活動



CIQ検査の時間短縮



- ・ コロナ禍でクルーズ客船の寄港減少により地域観光・地域経済低調
- ・ 外国船クルーズの寄港増加に向けた取組及びその財源が必要
- ・ 寄港回数増加のためにはCIQ手続きの迅速化など環境の整備が必要

課題

4 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた協力・支援

- CO2発生量の多い鉄鋼業が立地する福山港、自動車関連や産業機械などの多様な製造業が立地する広島港においては、令和4年12月26日にCNP形成準備会を開催しており、本年度から協議会を設立し、港湾脱炭素化推進計画の作成に向けて検討を進めていく。
- 港湾地域の脱炭素化に向けて、港湾脱炭素化推進計画作成に係る協力や財政支援の継続実施に加え、次世代エネルギーの国全体でのサプライチェーンの最適化に向けた検討等が必要である。

広島港及び福山港 CNP形成準備会開催

【開催日】 令和4年12月26日(web会議)

【議事概要】 CNPの概要/今後の進め方/  
民間企業の取組照会/意見交換

【民間事業者からの主な意見】

- ・ コストや安定供給の観点から、脱炭素化・企業利益に最も有効な次世代エネルギーを見極める必要がある。
- ・ 水素の輸送・供給について、調達先の出荷体制、輸送方法の検討に加えて大量一括輸送や取扱拠点化によるコストダウンが課題である。
- ・ 水素調達について、複数の事業者による共同輸送も一つの選択肢として検討を行う必要がある。

【広島港構成員】		【福山港構成員】	
区分	職名	区分	職名
学識経験者	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授 (輸送・環境システムプログラム)	学識経験者	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授 (輸送・環境システムプログラム)
経済団体	一般社団法人 中国経済連合会	経済団体	一般社団法人 中国経済連合会
関係企業・団体	広島地区港運協会	関係企業・団体	中国地方港運協会 福山支部
	広島県商船協会		JFEスチール㈱
	マツダ㈱		日本化薬㈱
	広島ガス㈱		積エポック
	海田バイオマスパワー㈱		JFEケミカル㈱
関係行政機関	備ひろしま港湾管理センター	関係行政機関	瀬戸内共同火力(株)
	中国地方整備局 港湾空港部長		福山バイオマス発電所合同会社
	中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 所長		備ひろしま港湾管理センター
	広島県 土木建築局 総括官(空港港湾)		中国地方整備局 港湾空港部長
	広島県 環境県民局 総括官(環境)		中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 所長
	広島県 商工労働局 総括官(新産業創出)		中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 所長
	広島市 都市整備局 次長		広島県 土木建築局 総括官(空港港湾)
	広島市 経済観測局 産業振興部長		広島県 環境県民局 総括官(環境)
	広島市 環境局 次長		広島県 商工労働局 総括官(新産業創出)
	広島市 建設部長		福山市 建設局 土木部長
広島市 生活環境部長	福山市 経済環境局 環境部長		
坂田町 建設部長	中国運輸局 文通政策部 部長		
坂田町 建設部長	中国西国地方環境事務所 地域脱炭素創生室室長		
中国運輸局 文通政策部 部長	中国西国地方環境事務所 地域脱炭素創生室室長		
中国西国地方環境事務所 地域脱炭素創生室室長	中国経済産業局カーボンニュートラル推進室 室長		
中国経済産業局カーボンニュートラル推進室 室長			
オブザーバー		オブザーバー	

今後の想定スケジュール

令和4年度

令和5年度

令和6年度以降

○準備会設立

○協議会設立

～協議会での議論～

○計画作成・公表

## 7 社会資本整備の推進

### (7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

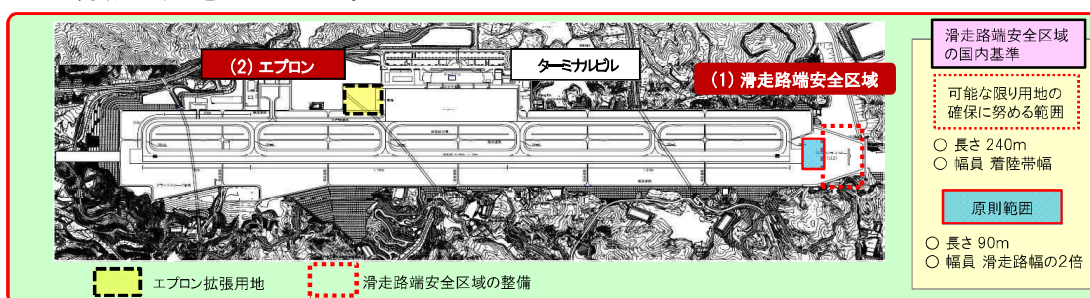
#### 国への提案事項

#### 1 訪日誘客支援空港制度の令和6年度以降の継続、拡大

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について令和6年度以降も継続するとともに、支援期間及び補助限度額を拡大すること。

#### 2 空港機能を高める施設整備の着実な実施

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



## 7 社会資本の整備の推進

### (7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

#### 国への提案事項

#### 3 国際線の受入れに必要な体制確保に対する支援の実施

- 国際線復便の機運が高まる中、全国的に課題となっている空港での保安検査要員やグランドハンドリング要員の人材不足に対応するため、空港事業者が実施する次の取組に対して財政的な支援をすること。
  - ・保安検査の省力化につながる最新機器の導入によるハードの整備
  - ・保安検査やグランドハンドリング要員等の労働環境の改善による人材確保策

#### 4 コンセッション空港に対する直接支援の実施

- 国管理空港を対象としている着陸料などの減免支援措置により発生しているコンセッション空港との不均衡を解消すること。

#### 5 航空会社等に支援を行っている自治体への財政措置

- 国際線航空ネットワークの維持や空港アクセス維持のため、航空会社やバス事業者等の関係事業者に対し、固定経費や運行経費等の支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

【提案先省庁:国土交通省】

### 現状/広島県の取組

#### 【訪日誘客支援空港制度】

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、平成29年10月のシンガポール線、令和元年12月のバンコク線就航が実現した。
- 令和4年度から復便路線も支援対象となったことを受け、この制度を活用し、令和5年1月から台北線の復便が実現した。

#### 【滑走路端安全区域の確保】

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。
- 滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

### 課題

#### 【訪日誘客支援空港制度】

- 訪日客の受入れ再開後においては、直ちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなるが、令和5年度は支援額の上限や、復便路線の支援期間が設定されるなど、必要な支援実施が困難となっている。また、令和6年度以降の継続が明確になっていない。

#### 【滑走路端安全区域の確保】

- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

#### 【エプロンの拡張】

- コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

### 広島県の取組

#### 【国際線受入れに必要な人材確保】

- 空港運営会社が実施している「広島空港合同採用説明会」の開催情報の県雇用労働情報サイトへの掲載、地元市町(三原市、東広島市)と連携した求人情報の周知など、人材確保に向けた取組を行っている。

#### 【航空会社等への支援】

- 新型コロナウイルスの感染拡大による旅客需要の激減等により、広島空港国際定期路線の維持が困難な状況となっていることを踏まえ、各路線を運航する航空会社に対して事務所賃貸料の支援を行っている。

また、空港アクセス維持のため、地元自治体からバス事業者に運行経費の支援を行っている。

### 課題

#### 【国際線受入れに必要な人材確保】

- 日本及び各国の水際対策の緩和が進み、国際線復便の機運が高まっている中、全国的に空港での保安検査要員やグランドハンドリング要員の人材不足が顕在化しており、特に地方空港での国際線受入環境が厳しい状況となっている。

#### 【コンセッション空港に対する直接支援】

- 国が国管理空港のみを対象として着陸料等の減免を実施していることから、本来、コンセッション空港の強みである民間ノウハウを活用した空港運営の長所を十分発揮できない。

#### 【自治体への財政措置等】

- 国際線復便・新規就航後も、需要回復には一定の期間を要すると想定されるなか、地方空港においては、国際線航空ネットワークや空港へのアクセスを維持するため、航空会社等が要する固定経費等への支援が不可欠であり、支援を実施する地方自治体の財政的な負担軽減が必要である。

## 7 社会資本整備の推進 (8) 持続可能な水道システムの構築

### 国への提案事項

#### 1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 県と14市町で設立した広島県水道広域連合企業団において、経営基盤の一層の強化を図り、持続可能な水道システムの構築に向け、安定的に事業運営ができるよう、統合を機に交付される国交付金や地方交付税などの財政措置の拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるためには、料金格差の縮小が必要なため、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

#### 2 工業用水道事業の料金算定方法の緩和

- 自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰など、工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、料金算定にあたっては、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応するための引当金の計上を認めるなど、実情を踏まえた料金算定を可能とすること。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省】

## 7 社会資本整備の推進 (8) 持続可能な水道システムの構築

### 現状／広島県の取組

- (1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 水道事業は、人口減少等に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれている。
  - 本県では、こうした課題に対処し、水道事業の持続性を確保するため、平成28年度から県内水道事業の経営組織を一元化する統合に取り組んでおり、令和4年11月、14市町と「広島県水道広域連合企業団」を設立し、令和5年度から事業を開始した。
  - 広島県水道広域連合企業団に参画していない7市町とは、職員研修の共同実施など、統合以外の連携を進めるほか、将来の統合への参画に向け、働きかけを継続していくこととしている。
  - 令和元年10月施行の改正水道法では、都道府県には、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定され、国においても、広域連携を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金や地方交付税などの財政措置が講じられている。
- (2) 工業用水道事業の料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定は、制度で認められた費用以外は算入できず、事業者の自由度がないため、自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰などの突発的な環境変化や将来の費用増大リスクを見込んだ料金改定ができない。
- 【料金算定の根拠法令・要領】  
工業用水道事業法  
工業用水道料金算定要領

### 課題

- (1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 広島県水道広域連合企業団では、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の計16事業を経営し、会計は事業ごとに区分している。
  - 持続可能な水道システムの構築を目指し、統合効果の発揮に必要な施設の再編整備や業務効率化を進めていくためには、多額の費用を要し、小規模な事業になるほど、経営面への影響が大きい。このため、交付金の交付率の嵩上げ、補助対象経費に維持管理業務を含めるなど、財政措置の一層の拡充が求められる。
  - 県内水道事業の一元化を進めるためには、まずは県内の市町間で最大3.3倍ある水道料金の格差を縮小していくことが不可欠であり、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充が必要である。

区分	課題解決に必要な財政措置
広島県水道広域連合企業団への財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金の交付率の嵩上げ</li> <li>・ 交付金の補助対象経費の拡充</li> <li>・ 一般会計繰出金に係る交付税の措置率の嵩上げ</li> <li>・ 繰上償還に係る公的資金補償金の免除</li> <li>・ 公営企業借換債の発行の承認</li> </ul>
料金格差の縮小に向けた財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計繰出金に係る交付税措置における高料金対策経費の制度拡充</li> <li>・ 交付金による料金平準化支援策の創設</li> </ul>

- (2) 工業用水道事業の料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、突発的な環境変化に対応するための引当金を料金に算入できるようにするなど、実情に応じた料金設定ができるように、料金算定方法の見直しが必要である。



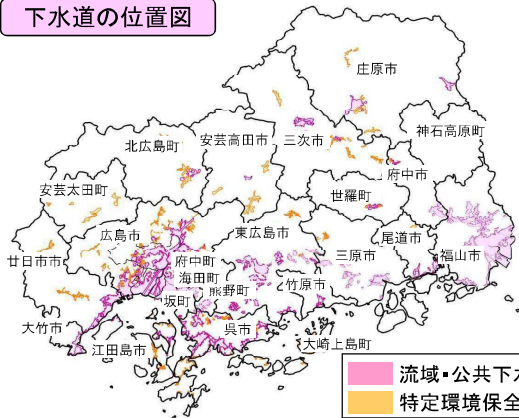
## 7 社会資本整備の推進 (9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

### 国への提案事項

#### 下水道施設（汚水・雨水）に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設に係る財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道による流域治水の取組を着実に推進するための地方負担に対する交付税措置割合の引き上げなど、財政措置を拡充すること。

下水道の位置図



#### 令和5年度事業実施予定箇所

##### ■流域下水道

- 芦田川流域下水道 処理場改築、耐震化
- 太田川流域下水道 処理場改築、耐震化
- 沼田川流域下水道 処理場改築、耐震化

##### ■公共下水道

###### (汚水)

- 未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか19処理区
- 老朽化対策 呉市広処理区 ほか27処理区

###### (雨水)

- 浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか31排水区
- 老朽化対策 府中町府中排水区 ほか11排水区

【提案先省庁：総務省、財務省、国土交通省】

## 7 社会資本整備の推進 (9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

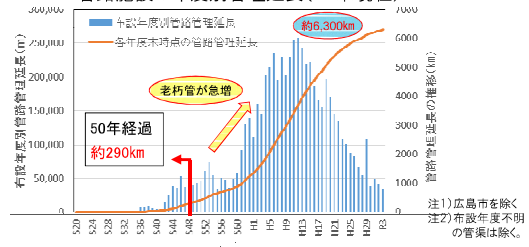
### 提案の背景

- 下水道の新設(未普及対策)については、国から令和8年度末までの概成が要請されており、県内市町においては、汚水処理整備に関するアクションプランを策定するなどにより、下水道施設整備を推進している。
- また、令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築更新において拡充された一方で、汚水管の改築更新については縮小されており、今後も段階的に縮小されることを危惧している。
- このため、下水道施設(汚水)のストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新が困難になることが懸念される。
- 一方、近年の度重なる集中豪雨により各地で内水による浸水被害が多発しており、県内全ての一・二級水系で策定された「流域治水プロジェクト」に基づき、下水道による浸水対策を加速させる必要がある。

### 課題

- 今後、改築更新費が増加する一方で、人口減少等により使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《管路施設の年度別管理延長(R3未現在)》



- ・令和3年度末時点で標準耐用年数50年を経過した管渠の延長は約290kmであるが、10年後には2.7倍の約780km、20年後には7.2倍の約2,080kmと急激に増加する。
- ・57箇所ある下水処理場でも、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が53箇所(全体の93%)と老朽化が進行している。

- 浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)  
※100mm安心プランに基づき実施中



(令和3年7月 竹原市本川排水区)  
※流域水害対策計画に基づき実施中

## 8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

#### 1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

##### ① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

##### ② 保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

##### ③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、早期移転すること

##### ④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等  
(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する  
援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

##### ⑤ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

#### 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

##### ① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

#### 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

##### ① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

##### ② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

##### ③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

##### ④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁:外務省、厚生労働省】

現状	課題												
<b>1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化</b>													
<p>○ 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。</p> <p>○ 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。</p> <p>○ 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。                  【被爆者数及び平均年齢(令和4年3月末現在)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">区分</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">被爆者数</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">平均年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">広島県 (広島市を除く)</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">14,375人</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">86.1歳</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">広島市</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">39,590人</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">84.1歳</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">県全体</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">53,965人</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">84.6歳</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被爆者数	平均年齢	広島県 (広島市を除く)	14,375人	86.1歳	広島市	39,590人	84.1歳	県全体	53,965人	84.6歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。</li> <li>● 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。</li> <li>● また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。</li> <li>● 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。</li> </ul>
区分	被爆者数	平均年齢											
広島県 (広島市を除く)	14,375人	86.1歳											
広島市	39,590人	84.1歳											
県全体	53,965人	84.6歳											

現状	課題						
<b>2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善</b>							
<p>○ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。</li> <li>● 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。</li> </ul>						
<b>3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化</b>							
<p>○ 毒ガス障害者援護制度(国の要綱により実施)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #003366; color: white;">区分</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">医療給付</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">毒ガスに起因する疾病のみ</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">介護救済措置</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">毒ガスに起因する在宅介護費用のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。</p>	区分	対象	医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ	介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。</li> <li>・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。</li> <li>・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。</li> <li>・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。</li> </ul>
区分	対象						
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ						
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ						

## 8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

### 国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

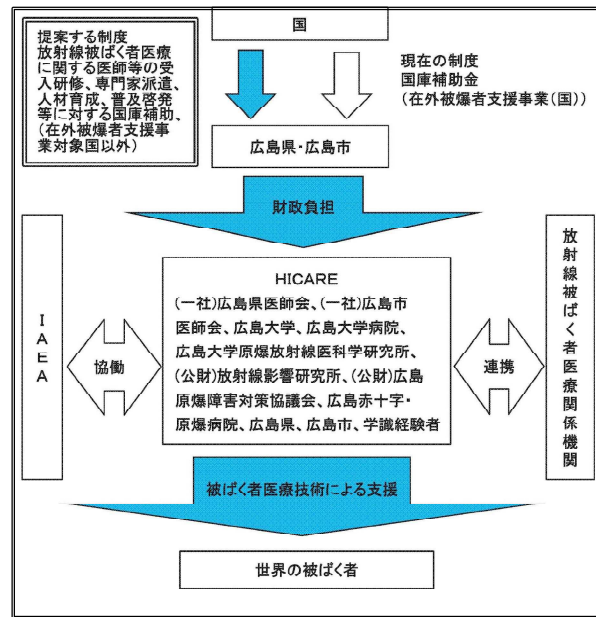
#### 1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

#### 2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁：外務省、文部科学省、厚生労働省】

## 8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

### 現状

#### 1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被爆者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修：延べ37か国・地域804名(令和5年3月現在)
- 医師等専門家派遣：延べ17か国218名(令和5年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
  - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成：高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

#### 2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

### 課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
  - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
  - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
  - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
    - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

## 8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3) 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

### 国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

#### 要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病<br>再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など    | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病<br>慢性腎炎、慢性腎不全など               |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病<br>肝硬変など               | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病<br>白内障                 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病<br>悪性新生物など           | ⑨ 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病<br>糖尿病、甲状腺機能低下症など    | ⑩ 呼吸器機能障害を伴う疾病<br>肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など        |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病<br>くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など     | ⑪ 運動器機能障害を伴う疾病<br>変形性関節症、変形性脊椎症など           |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病<br>高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病<br>胃潰瘍、十二指腸潰瘍など         |

【提案先省庁：厚生労働省】

## 8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3) 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

### 現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

### 課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

## 9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

### 国への提案事項

#### 1 非核三原則の堅持

- 我が国の国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を、政府として堅持すること。

#### 2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准すること。少なくとも、次期締約国会議にはオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。
- 核兵器不拡散条約(NPT)第11回運用検討会議第1回準備委員会において、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、議論の進展に貢献すること。
- 国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、本県が設置準備を進めている「核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合(仮称)」を主導し、核兵器国と非核兵器国の橋渡しを行い、国際社会への働きかけを行うこと。

#### 3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- G7広島サミットの成果を活かして、引き続き、世界各国の政治指導者に、被爆地を訪問するよう積極的に働きかけること。
- 日本政府が新たに国連に創設した「ユース非核リーダー基金」を活用した事業では、海外の若者の広島訪問を積極的にサポートし、本県の人材育成事業等と連携すること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、引き続き、「国際賢人会議」をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁:外務省】

## 9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

### 広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 推進計画(令和4～6年度)を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力。
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。
- 核兵器問題を持続可能性の観点から捉え、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、市民社会及び各国政府に対して働きかけを実施。

### 課題

- ロシアが、ウクライナへ侵略する中で、繰り返し核兵器による威嚇を行ったことにより、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりを受けて、核抑止への依存が強まっている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐる、核兵器国と非核兵器国の分断が続いている状況に加え、昨年8月に開催された第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議では、核兵器国間の対立も明らかになり、最終文書が合意に至らないなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しくなっている。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。
- 従来の非人道性及び軍事・安全保障に新たなアプローチを追加し、国際社会の分断を乗り越え、核軍縮に向けた国際的合意形成を図る必要がある。

## 10 旧広島陸軍被服支廠の安全対策

### 国への提案事項

現状の被爆建物の保存に関する支援の枠組み(原爆死没者慰霊等事業)では、多額の耐震補強費等を賄うには不十分であることから、財政措置の拡充を国に求める。

【原爆死没者慰霊等事業】

対象経費	補助率	補助上限額
被爆建物の保存に係る経費(上限36,900千円)	2/3	24,600千円

多額の耐震補強費等に  
応じた補助へ拡充

【提案先省庁：財務省、厚生労働省】

### 現状／広島県の取組

- 被爆建物である旧広島陸軍被服支廠は、大正2年の竣工で、築100年を超えており、近隣住民の安全確保の観点からも各棟の妻壁補強や屋根瓦の葺替えなどの早急な安全対策が必要となっている。
- このため、本県では、安全対策工事の実施設計に着手し、令和5年3月にその結果をとりまとめた。
- また、建造物の価値調査を行い、被爆遺構としての価値などを整理するとともに、具体的な活用策の議論・検討に向け、「活用の方向性」をとりまとめた。

### 課題

- 保存を含む、被服支廠の今後の方針について検討を行っているが、多額に及ぶ安全対策工事の財源確保が課題である。
- 被爆の実相を伝える被爆建物の保存については、原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金(原爆死没者慰霊等事業)の国庫補助制度があるが、対象とする事業費の上限額が低く、多額の経費に要する安全対策等の費用に対し、十分な支援制度となっていない。